

職員の処分について

地方公務員法の規定に基づき、本日付けで職員によるパワー・ハラスメント事案に関し、職員の懲戒処分を行いました。

記

1. 事案概要

令和8年1月5日、午後2時25分頃、教育委員会に勤務する職員が、執務室内で作業中の職員を廊下に連れ出し、胸ぐらを掴むなどのパワー・ハラスメントと認められる行為を行い、当該職員に精神的・身体的な苦痛を与えたもの。

2. 担当者の処分

- (1) 対象者及び内容 教育委員会 課長補佐（50歳代） 戒告
(2) 処分年月日 令和8年3月31日

3. その他

管理監督責任として、所属長（課長）を口頭注意としました。

4. 教育委員会コメント

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つけるものであり、職員の能力の発揮を妨げるものです。また、職場の秩序を乱し、業務遂行を阻害するもので、社会に大きな影響を与える問題です。

法令及び服務規律を遵守すべき職員が、このようなハラスメント行為を行ったことは、誠に遺憾であり、町民の皆様、関係者の皆様の信頼を損ねる事態になりましたこと、心より深くお詫びを申し上げます。

今後、このような事態を起こさぬよう、改めて法令及び服務規律の遵守について、指導を徹底してまいります。

5. 問い合わせ先

高島町教育委員会 教育総務課 電話 0238-52-1111